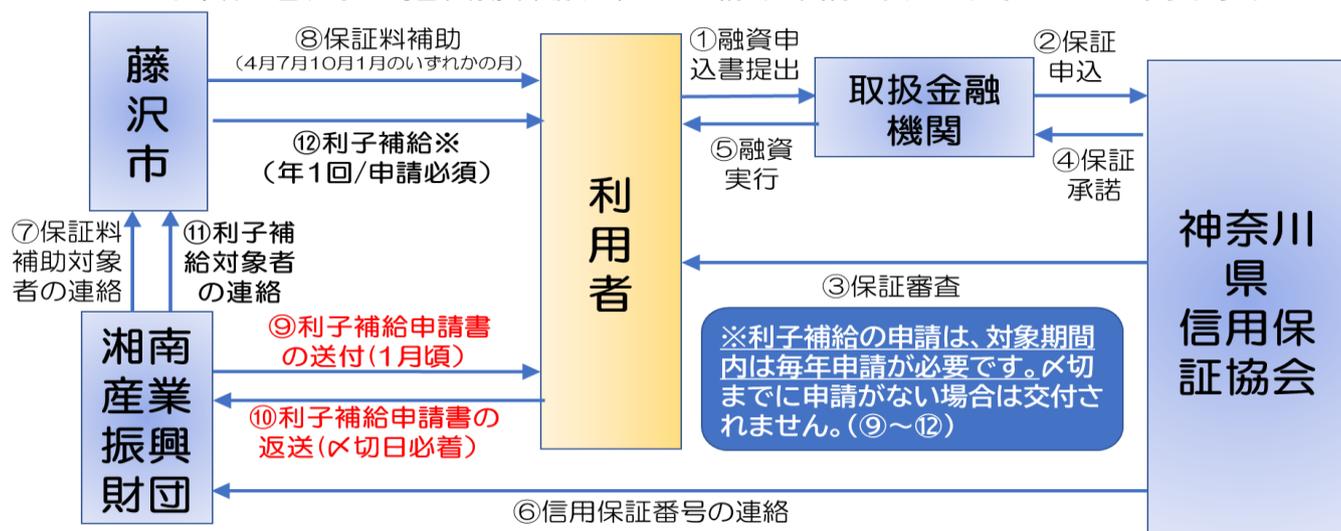


## 藤沢市融資制度お申し込み後の流れ

◎条件に合わない場合、融資や藤沢市からの補助の交付が受けられないことがあります◎



### ★信用保証料補助制度補助額(借換資金は対象外)・・・支払った信用保証料の90%の額(上限20万円)

◎対象の補助額を四半期ごと(4月、7月、10月、1月)に取りまとめて交付します。

◎申請時にお渡しした信用保証料補助の申請用紙に、申請者の住所会社氏名、振込先を通帳表紙の通り(フリガナも全て)ご記入の上、融資申込時に申請書とともに金融機関に提出してください。

◎保証料を払いこんでから1年以内に補助金の交付申請をしない場合は補助金を受ける資格が消滅します。

◎繰り上げ返済等をし、神奈川県信用保証協会からの返戻保証料が生じたときにもすでに交付した補助金の一部を返還していただくことがございます。

### ★利子補給制度補助率・・・支払った利子の年1.3%以内を1年間補助

※利子補給は、申請時に最近3か月または6か月の売上額が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて、20%以上減少している方が対象。あてはまらない方には補助されません。

◎年に一度(1月～12月分)を翌年4～5月ごろに取りまとめて一括で交付します。

◎1月下旬ごろに「(公財)湘南産業振興財団」から、利子補給の申請書を送付しますので、振込先等をご記入の上、期日までに必ず財団に提出してください。(郵便で返送/窓口で提出ともに可)

◎住所変更の場合は申請書送付のため、必ず新住所を湘南産業振興財団までお知らせください。

◎期日までに申請書の提出がない場合は、利子の補助はできませんのでご注意ください。

◎対象期間の間、毎年申請が必要です。年がまたがっている場合、一度申請して終了ではありませんのでご注意ください。

★それぞれの補助の申請を受理した後、市で藤沢市税の納税確認をしております。

◎「市税の滞納がある場合」や「市外へ転出した場合」など、対象外となる場合がございます。

#### 【融資制度利用時の注意点】

◎次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業融資制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。

- (1)藤沢市税を滞納している方
- (2)金融機関から取引停止を受けている方
- (3)金融機関から融資を受け、その返済を延滞している方
- (4)返済能力がないと認められる方
- (5)融資制度を不正に利用した方
- (6)保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方
- (7)融資申込内容が無断で変更した場合(※利用資金、資金使途、利用資金の増額等)
- (8)その他市長が不適当とする場合